

保護者 様

インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。学校保健安全法施行規則の一部が改正され、インフルエンザの出席停止の期間が「解熱した後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあつては3日）を経過するまで」となりました。

これに従いまして本校では以下のようにいたします。

治癒し再登校するときは、この「治癒報告書」を学校に提出してください。その際治癒については主治医に助言をもとめ、いつまで療養が必要か確認をお願いいたします。

なお、この報告書は、保護者の方に記入していただくものです。医療機関に記入してもらう必要はありません。

辰野高等学校長

## 治 癒 報 告 書

辰野高等学校長 様

年 組 番

生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日）	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

年 月 日

保護者氏名

印